

令和6年度地籍情報による森林資源情報整備業務（勝央町）仕様書

1. 業務件名

令和6年度地籍情報による森林資源情報整備業務（勝央町）（以下「本業務」という）

2. 適用範囲

本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「森林土木事業、測量、調査、計画、設計業務委託共通仕様書（令和2年11月1日改正版 岡山県）」によるものとし、発注者及び受託者は遵守しなければならないものとする。

3. 業務概要

3.1. 背景と目的

岡山県が保有する森林情報の充実を図ることを目的とし、林地台帳地図及び航空レーザ計測成果を用いて森林簿・森林計画図を整備し、森林情報の精度を向上させるものである。

3.1.1. 業務範囲

岡山県勝田郡勝央町の地域森林計画の対象範囲とする。

森林面積： 2,233ha

地番数： 22,292筆（林地台帳地図筆数、重複あり）

3.1.2. 作業範囲

- (1) 業務計画及び資料収集整理
- (2) 森林計画図の作成
- (3) 森林簿適用材積表を用いた森林簿の作成
- (4) 報告書作成

3.2. スケジュール

契約締結日から令和7年3月31日までとする。

3.3. 作業別要件

3.3.1. 森林計画図の作成

小班ごとに林地台帳地図を元に地籍計画図原案を作成し、その原案を区画R05により分割し地籍計画図（旧林相）を作成する。林相識別図（それに準ずるデータを含む、以下林相識別図）が整備されている範囲については、地籍計画図（旧林相）を林相識別図で分割し、地籍計画図（林相識別図）を作成する。林相識別図が整備されていない範囲については、地籍計画図（旧林相）を地籍計画図（林相識別図）とする。

地籍計画図（林相識別図）の属性情報は、地籍計画図（林相識別図）の区画と重なる区画R05の属性情報とし、林地台帳地図のTKEYを追加する。なお、表記は区画R05に準拠し、区画番号は1番から振り直す。

作業の詳細は別紙1のとおりとし、必要に応じて発注者と協議し、区画を決定する。

3.3.2. 森林簿適用材積表を用いた森林簿の作成

3.3.1. で作成した区画ごとの森林簿を作成する。森林簿情報の表記は、従来の森林簿情報に準拠し、森林計画図と整合することとする。

林相識別図を用いて作成した区画の樹種は、林相識別図の樹種を適用する。地籍計画図（旧林相）を地籍計画図（林相識別図）とした区画の樹種は、従来の森林簿の樹種を適用する。林相識別図を用いて作成した区画の林齢は、従来の森林簿の林齢または近隣同樹種の林齢を適用する。適用条件は発注者と協議し決定する。地籍計画図（旧林相）の区画の林齢は、従来の森林簿の林齢を適用する。樹高及び材積は、作成した区画の該当する森林簿適用材積表を用いて算出する。前述した森林簿情報以外の情報については、作成した区画の該当する従来の森林簿情報を適用し、森林所有者、地番については、林地台帳情報を適用する。

作業の詳細は別紙1のとおりとし、必要に応じて発注者と協議を行うこととする。

3.4. 納入成果物

(1) 本業務の納入成果物は下表を想定しているが、内容・納入期限等は発注者受注者が別途協議し、決定する。

①報告書

工程	成果物	成果物内容
基本計画	基本計画書	業務概要、プロジェクト体制、業務フロー、工程計画、作業場所、作業手順、セキュリティ対策など
プロジェクト管理	体制図	主任技術者、照査技術者作業、機密保持、品質管理など
	行程管理表	WBS の作業工数予実績管理表、文書管理、ガントチャート進捗管理、変更管理及び構成管理など
	品質管理	品質管理、課題管理、社内検査計画書、検査確認書など
	報告書	進捗報告、作業報告、臨時・緊急報告など
	打合せ記録等	業務打合せ記録簿など
不明リスト	不明リスト	必要に応じて帳票・図面等を添付すること
その他		発注者が必要と認めたもの

②GIS用データ

名称	成果物
森林簿適用材積表を用いた森林簿・森林計画図	csv 形式、Shape 形式
データ定義書	フォルダ構成、レジストリ構成
不明リスト	

(2) 納入成果物のうち、報告書については書面・電子媒体それぞれ1部とし、書面での提出書類は原則としてA4判、電子記録媒体は汎用性のある媒体（DVD等）とする。

(3) GIS用データについては、容量に合わせた電子記録媒体（HDD等）により納品する。

(4) 納品の際に使用する電子記録媒体は、受注者が準備し、成果物の一部として納品する。

なお、電磁記録媒体は、ウィルスチェックを行い、ウィルスチェックに関する情報（ウィルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等）を記載したラベルを添付して提出すること。

4. 貸与データ

4.1. 貸与データの仕様

発注者から貸与するデータは別紙2のうち、本業務の遂行のために必要なデータとする。

4.2. 貸与要件

- (1) 貸与資料及び成果品の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57条）、岡山県情報セキュリティ基本方針、その他個人情報の取扱いに関する関係法令、規程、通達等を遵守し、厳重に取扱うこと。
- (2) 貸与資料のデータ管理については、十分注意し、紛失、汚損、破損のないよう慎重に取扱うこと。また、貸与資料については、借用書により提供し、本業務完了後は、発注者の指示に従い、速やかに返却等すること。
- (3) 貸与資料の複製及び第三者への提供は行わないこと。

5. 体制とプロジェクト管理

5.1. 受託者体制

受託者は、本業務を履行できる体制案を提出し、岡山県の承認を得ること。なお、原則として体制の変更は認めず、やむを得ず変更する場合は事前に岡山県の承認を得ること。

また、受託者は、本業務の履行が確実に行われるよう、本業務の全期間に渡って、必要となるスキル、経験を有した要員の確保を保証すること。

5.2. プロジェクト管理

受託者は、本業務を履行できるプロジェクト計画案を提出し、岡山県の了承を得ること。また、進捗管理や課題管理等のプロジェクト管理手法について、具体的手段を示すと共に、関係者が円滑に情報共有できる仕組みを提供すること。

5.2.1. 会議体制

開発時において、打ち合わせ出席し、進捗状況や課題等の報告及び発注者からの質疑応答に応対すること。

5.2.2. 報告の義務

本業務の実施期間中、受注者は、前月までの業務の進捗状況を翌月の10日までに報告するものとし、発注者の求めに応じ、発注者に中間報告を提出するものとする。また、発注者受注者の打合せ事項については、その内容を受注者が協議記録簿に明記し、発注者に提出の上、承認を受けるものとする。

6. その他

6.1. 必要な機器等の調達

本業務の実施に当たり、必要な機器及び資材（ハードウェア、ソフトウェア等の物品）は、受注者において用意するものとする。

6.2. 疑義の解決

本仕様書に定めるものについて疑義があり、又は本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、発注者受注者双方が協議し、決定するものとする。

令和6年度地籍情報による森林資源情報整備業務 (勝央町) 作業詳細

1 森林計画図の作成

- (1) 林地台帳地図は、法務省の登記情報をベースにした林地台帳地図（法務省）と計画図をベースにした林地台帳地図（森林計画）がある。最小単位は地番となる。
- (2) (1) の林地台帳地図から林地台帳地図（法務省）を抽出し、林地台帳地図（法務省）同士の重複を除去した林地台帳地図（法務省）2を作成する。
- (3) (1) の林地台帳地図から林地台帳地図（森林計画）を抽出し、林地台帳地図（森林計画）同士の重複を除去した林地台帳地図（森林計画）2を作成する。
- (4) 林地台帳地図（法務省）2に重複する林地台帳地図（森林計画）2を除去し、林地台帳地図（森林計画）3を作成する。
- (5) 林地台帳地図（法務省）2と林地台帳地図（森林計画）3を統合し、①林地台帳結合図を作成する。
- (6) 林地台帳結合図から地域森林計画対象森林外にあるエリヤを除去し、地域森林計画対象森林内で、林地台帳結合図がカバーしていないエリヤについて、森林計画図の区画を追加し、②地籍計画図原案を作成する。
- (7) ②地籍計画図原案について、地域森林計画の範囲内で空白がないことを確認し、空白があった場合は、森林計画図の区画を追加する。
- (8) ②地籍計画図原案に旧森林簿の林相を反映し、③地籍計画図（旧林相）を作成する。
- (9) 航空レーザ解析結果等の林相識別図を③地籍計画図（旧林相）に反映し、④地籍計画図（林相識別図）を作成する。なお、林相識別図内に含まれる計画図由来の線は除去する。林相識別図は、樹頂点データ及び林相区分図を想

定しているが、使用する林相識別図は協議の上決定する。

樹頂点データを用いる場合、樹頂点ポイントから 5 m バッファを発生させて林相識別図とする。なお、5 m バッファの面積が 0.01ha 未満の場合は単木の可能性があるため除外する。また、バッファが重複する場合は、樹種により優先順位を定めて、優先順位の低いバッファの重複部分を除去する。樹種の優先順位は協議の上決定する。

- (10) 新区画の作成は小班単位毎に作業を行う。また、各作業の工程で、新区画の面積が 0.1ha 未満となる場合は、周辺新区画と結合を行う。結合方法については、協議の上決定する。
- (11) ④地籍計画図（林相識別図）を用いて、森林簿（地籍林相）を作成する。なお、林相識別図がない場合は、(9) は行わず、③地籍計画図（旧林相）を用いて森林簿（地籍林相）を作成する。
- (12) 地籍計画図の属性情報は、旧森林計画図の区画と同じ属性情報とし、林地台帳地図の TKEY を追加する。
- (13) 作成した新しい区画について、林班及び小班線を逸脱しないこと。

1－2 森林計画図の微小区画の処理

- (1) 林地台帳地図（地籍）及び森林計画図の重ね合わせに由来する 0.5a 未満の微少区画は全て結合する。
この際、林班線又は小班線を微調整することで、上記の微小区画の発生が軽減される場合は、監督員と協議の上、林班線又は小班線の微調整を行う。
- (2) 微少区画を結合される側とする側の森林簿の地番と氏名がそれぞれ異なる場合は、「地番判定」及び「氏名判定」に「E（地番・氏名一部削除）」を入力し、森林所有者名の後ろに「他」を入力する。（森林所有者名の表記がカタカナの場合は、従来どおり「カ」とする。）

2 森林簿の作成

- (1) 樹種の適用
地籍計画図（林相識別図）または地籍計画図（旧林相）の樹種を用いる。
- (2) 林齢の適用
地籍計画図（林相識別図）は、新樹種が従来の森林簿樹種と同じ場合は、

従来の森林簿情報を用いる。異なる場合は、近隣同樹種の林齢を適用する。

(3) 樹高および材積の適用

新区画の該当する森林簿適用材積表を用いて算出し、連年成長量についても算出する。

(4) 森林所有者名について

- ・森林所有者名については、林地台帳情報を適用する。
- ・森林所有者名は、漢字表記とし、林地台帳情報が空白である場合は、従来の森林簿情報を用いる。
なお、おかやまの森整備公社有林（「森林・林地の所有形態」が「11」）については、公社（森林所有者名）とする。
- ・氏名判定の「同姓同名判定（1～9）」は削除する。

(5) 地番等について

- ・地番については、林地台帳情報の地番を抽出して適用する。
- ・大字コード及び大字名について、林地台帳情報を適用し、修正する。
- ・地番判定の「地番一部削除（E）」については削除する。

(6) その他森林簿情報

新区画の該当する従来の森林簿情報を適用するが、新区画の作成に伴い、森林簿情報を修正すべき箇所については、発注者に協議の上、修正を行う。

3 報告書について

林種（人工林、天然林等7区分）を樹種（スギ、ヒノキ等41区分）別に区分した上で、面積及び材積を表示した新旧比較表を記載し、旧区画数及び新区画数を記載すること。

令和6年度地籍情報による森林資源情報整備業務 (勝央町) フロー図

林地台帳地図（重複あり）



- ・林地台帳地図（法務省）の重複を除去
- ・林地台帳地図（森林計画）の重複を除去

重複を除去した
林地台帳地図（法務省）と
林地台帳地図（森林計画）を
結合（法務省に重複する森林計画を除去）

①林地台帳結合図を作成



林地台帳結合図へ旧森林計画図を反映

②地籍計画図原案を作成



地籍計画図原案に旧林相を反映

林相識別図
(レーザ解析結果)
がない場合

③地籍計画図（旧林相）を作成

旧区画ごとに
地籍計画図
(旧林相)
を作成
する
場合



地籍計画図（旧林相）に
林相識別図（レーザ解析結果）を反映

④地籍計画図（林相識別図）を作成

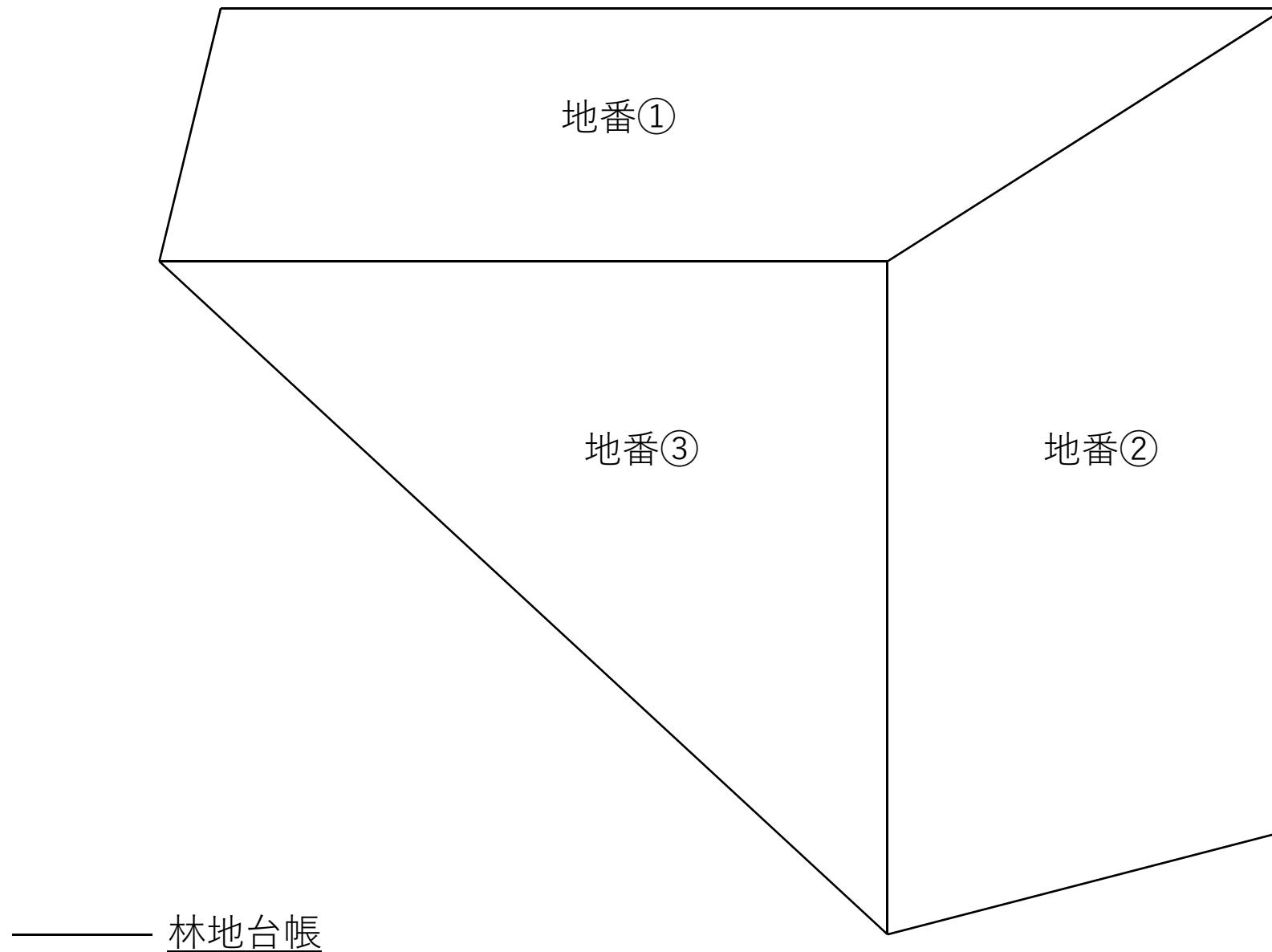


地籍計画図（林相識別図）の区画ごとに
旧森林簿情報を反映

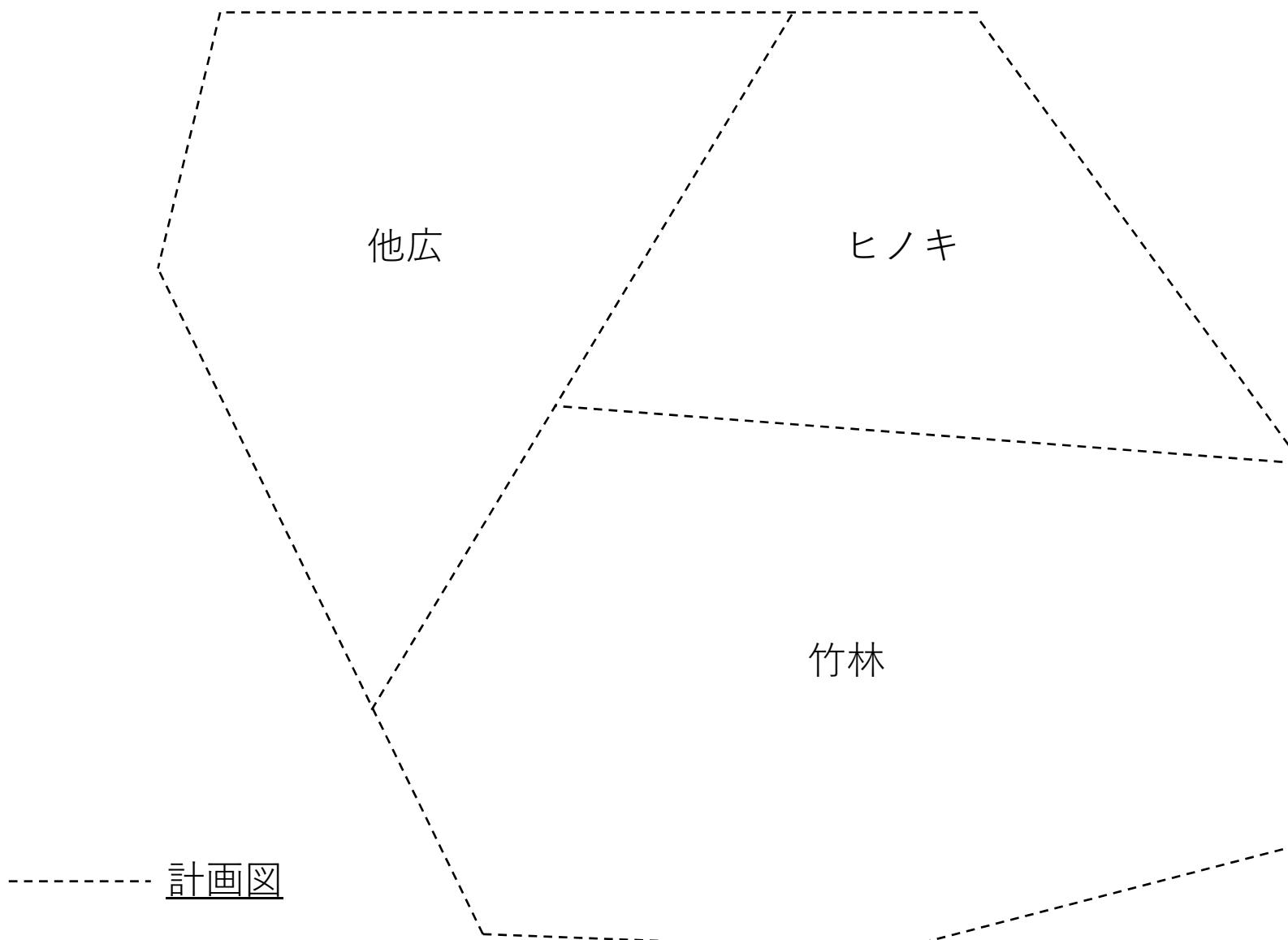
森林簿（地籍林相）を作成

※地籍計画図（旧林相）から作成した場合は、森林簿（地籍旧林相）

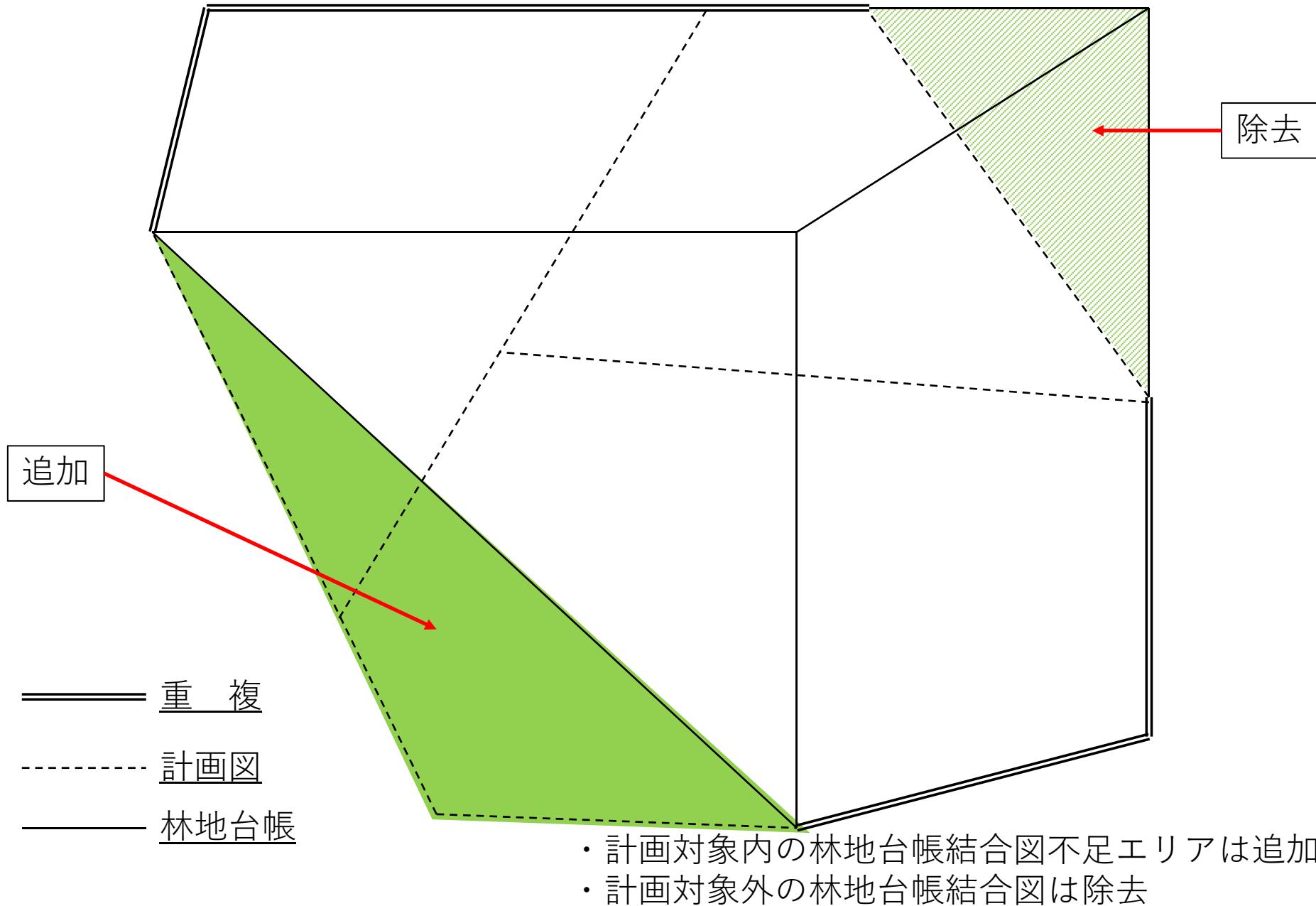
①林地台帳結合図



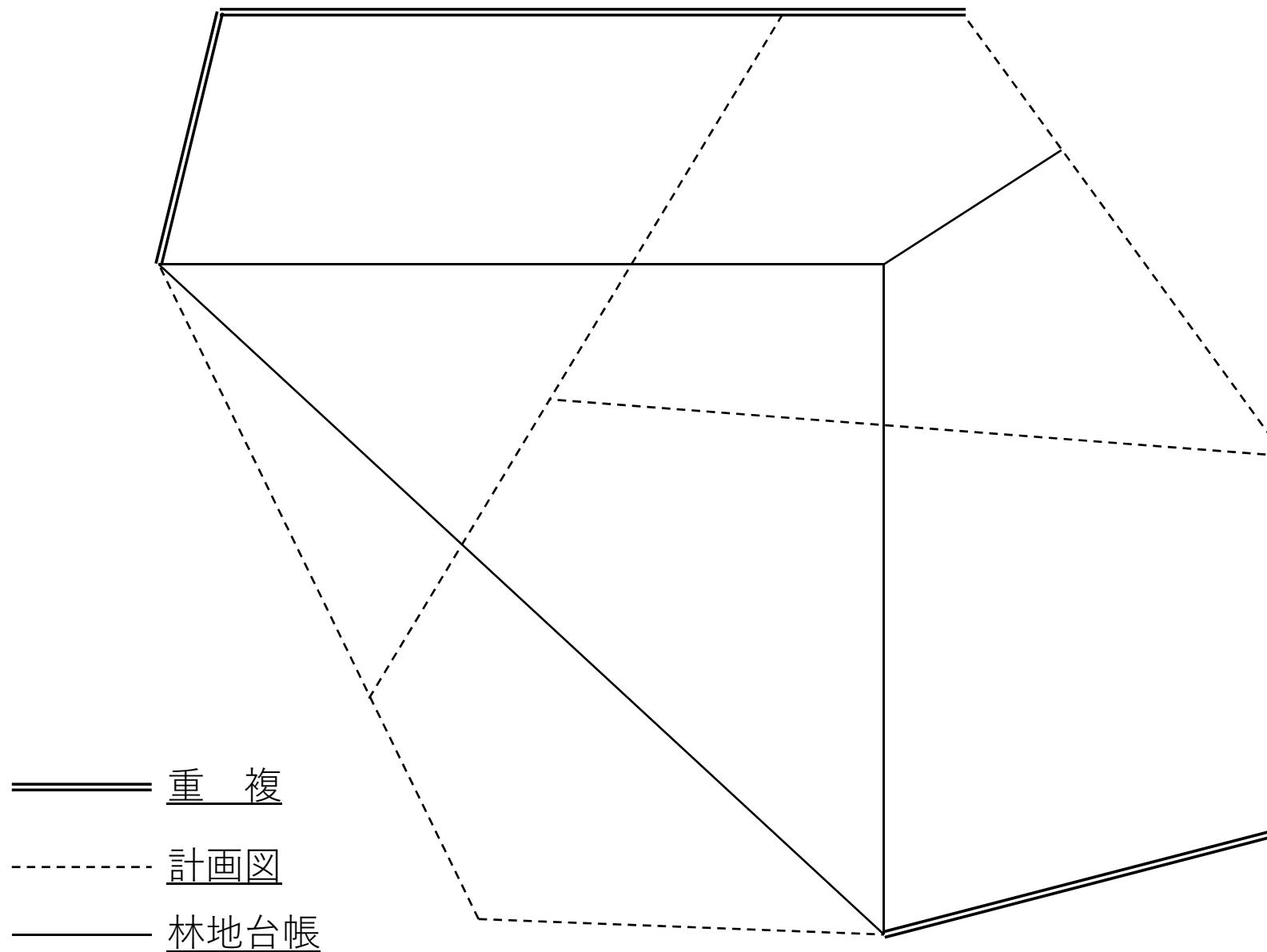
○旧森林計画図（旧林相）



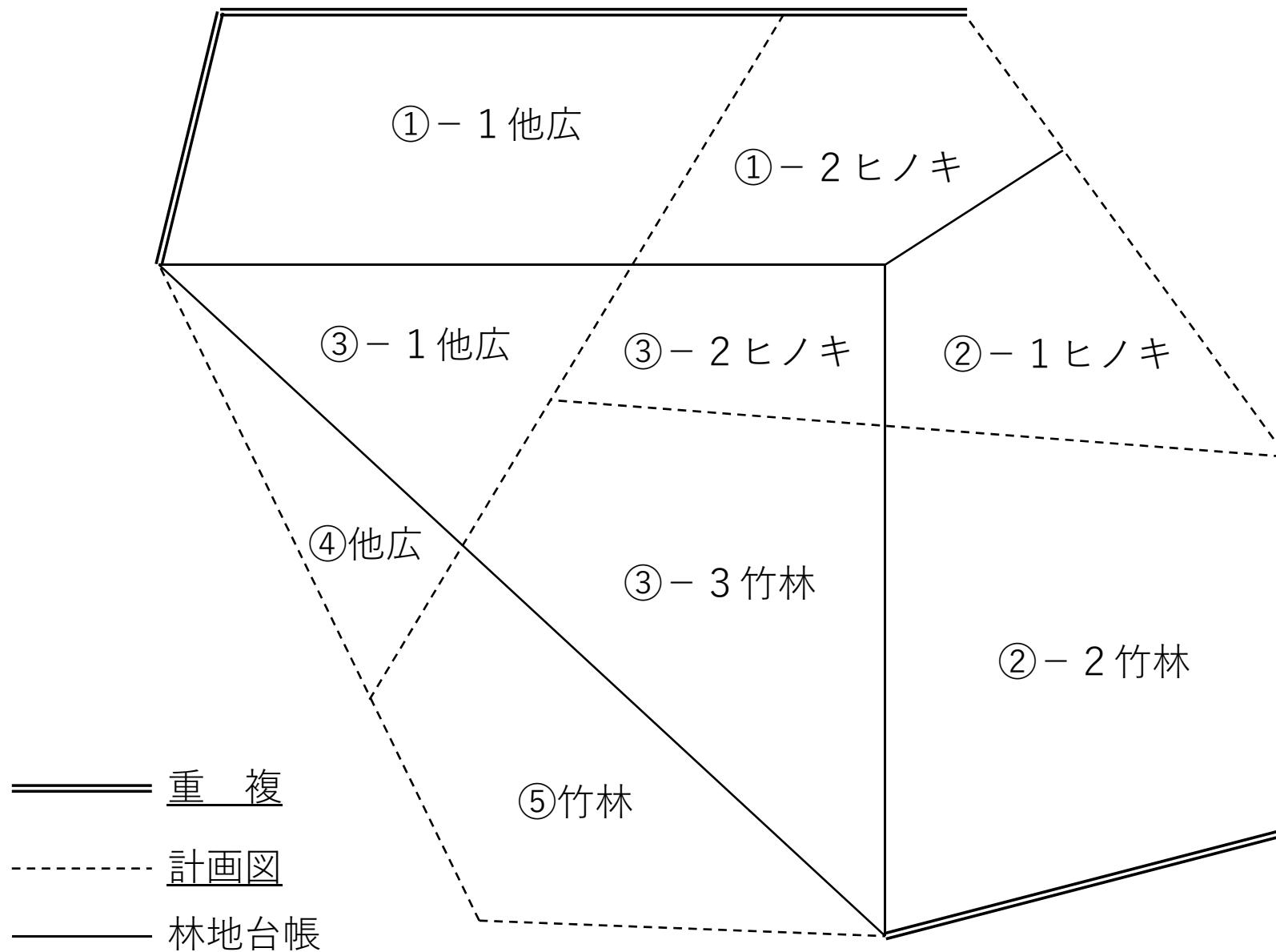
○地籍計画図原案 作成ルール



②地籍計画図原案

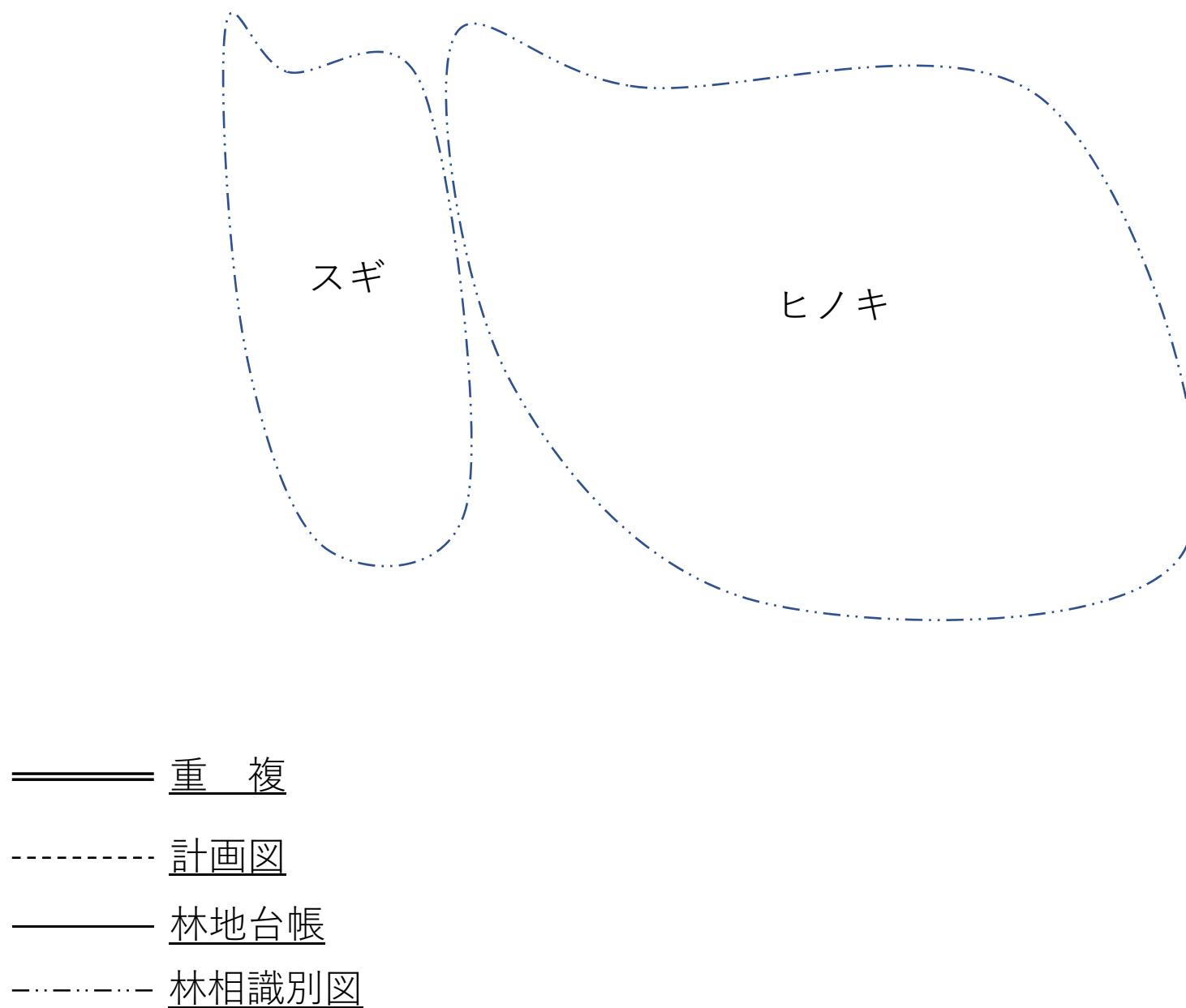


③地籍計画図（旧林相）

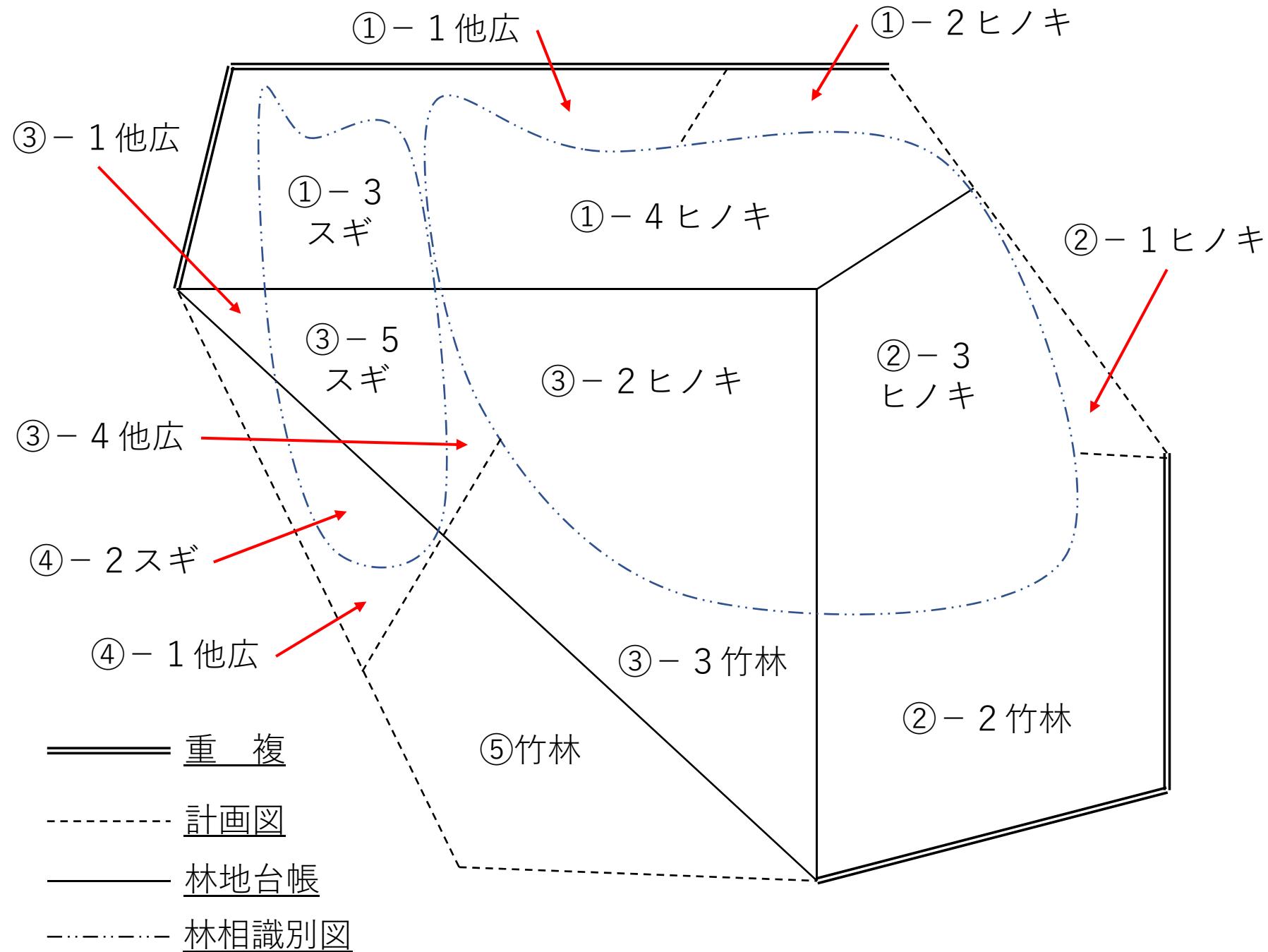


全ての線で分割し、新区画とする

○林相識別図



④地籍計画図（林相識別図）



1 勝央町データ

電子データのフォルダ構成

- |—1) 樹頂点データ(スギ・ヒノキ)・・・Shape 形式
- |—2) 林相区分図・・・Shape 形式

2 その他データ

名 称	内 容	備 考
林地台帳地図	Shape ファイル形式	
R5 森林簿	csv 形式	
R5 森林計画図	Shape 形式	林班、小班、区画
空中写真	TIFF 形式	H30 林野庁撮影
MST 地位級・地理級・立地級	Excel 形式	森林簿適用材積表
森林簿における適用材積テーブル	Excel 形式	森林簿適用材積表
総材積・連年成長量の求め方	PDF 形式	森林簿適用材積表
【更新方法】の入力について	PDF 形式	
その他協議により必要となる資料		